

## 工事施行適正化検査実施要領

この要領は、福井県工事検査要綱(昭和53年8月1日制定)第1条第3項に基づいて実施する「工事適正化検査」(以下「検査」という。)に必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第1条 検査は、工事施工中の段階で関係法令等に基づく施工管理・工程管理等が適正に行われているかを適時に確認することによって、受注者に対して不適切な事項の改善を求め、適正な施工を確保して品質の向上を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2条 検査の対象工事は、契約額 250万円以上の建設工事とする。

(検査員の指定)

第3条 検査の検査員は、会計局工事検査課職員が行う。

(検査内容)

第4条 検査を行う範囲は次のとおりとする。

- (1) 工事の施工管理
- (2) 工事の安全管理
- (3) 工事の品質管理
- (4) 工事の工程管理
- (5) その他必要と認めるもの

(検査の実施方法)

第5条 検査は、次のとおりとする。

- (1) 検査には監督員および発注者が指定する職員が立会うことを原則とする。
- (2) 検査は、検査日を通知しない。
- (3) 検査の結果、検査員が不適切な事項等と確認した場合、受注者に改善を求める。
- (4) 検査員は、検査の結果を「工事施行適正化検査復命書(様式1)」により、工事検査課長に復命する。
- (5) 工事検査課長は、その結果を「工事施行適正化検査結果報告書(様式2)」により、発注者の長へ通知する。
- (6) 発注者の長は、検査結果を「工事施行適正化検査結果報告書(様式3)」により受注者に通知し、必要な改善を求めるとともに、その結果を工事検査課長に報告する。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

(様式1)(要領第5(4)関係)

## 工事施行適正化検査復命書

平成 年 月 日

工事検査課長 様

検査員  
職名  
氏名

印

工 事 名

工事箇所名

上記工事の検査結果は、別紙「工事施行適正化検査果報告書」のとおりです。

(様式2)(要領第5(5)関係)

## 工事施行適正化検査結果報告書

平成 年 月 日  
第 号

発注者の長 様

工事検査課長

工 事 名

工事箇所名

平成 年 月 日工事検査課において実施した上記工事の検査結果は、別紙「工事施行適正化検査結果報告書」のとおりです。

(様式3)(要領第5(6)関係)

## 工事施行適正化検査結果報告書

平成 年 月 日  
第 号

受注者様

発注機関の長

工事名

工事箇所名

平成 年 月 日実施した上記工事の検査結果は、別紙「工事施行適正化検査結果報告書」のとおりです。

なお、改善すべき事項については、速やかに改善内容を回答すること。